

## 監督処分情報

### 1 処分を受けた建設者に関する事項

商号又は名称	株式会社金谷建設興業
主たる営業所の所在地	兵庫県姫路市
許可番号	兵庫県知事許可（般・特 - 26）第456226号
許可を受けている建設業の種類	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、造園工事業、解体工事業

### 2 処分に関する事項

処分年月日	平成30年3月29日
根拠法令	建設業法第28条第3項（同条同第1項第2号該当）
処分の内容	<p>建設業法第28条第3項に基づく営業の停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 公共工事に係るもの （注1）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>2 期間 平成30年4月13日から平成30年5月12日までの30日間</p>
処分の原因となった事実	<p>株式会社金谷建設興業は、平成28年6月30日を審査基準日とする経営事項審査において、実際には受注していない工事経歴を記載することで工事金額を水増しして経営事項審査を受けるとともに、それに基づき得られた結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し入札参加資格申請を行った。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。</p>